

## 2016年5月25日に児童福祉法が改正（6月3日公布・施行）

### 【改正の概要】

- ① 医療的ケア児支援のため、地方自治体が保健・医療・福祉等の連携体制を整備する努力義務を負う
- ② 市町村・都道府県が障害児福祉計画を定める

### 児童福祉法 第56条の6 第2項(新設)

**地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**

### 医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について (5部局連名通知 平成28年6月3日)

以下の3省庁5部局の連名で通知を発出

☞ これこそ行政の多職種連携です！！

- ① 医政発(医政局)
- ② 扉児発(子ども家庭局)
- ③ 障発(障害保健福祉部)
- ④ 府子本(内閣府子ども・子育て本部)
- ⑤ 文科初(文科省初等中等教育局)

平成28年6月3日  
医政発0603第3号  
障発0603第4号  
府子本第317号  
文科初第372号

各都道府県知事  
各指定都市市長  
各中核市市長

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
複数改築特別区城法第12条第1項  
の認定を受けた各地方公共団体の長

厚生労働省医政局  
(公印省略)  
厚生労働省医政局  
(公印省略)  
厚生労働省社会・医療制度者保健福祉部長  
(公印省略)  
内閣府子ども・子育て本部総括官  
(公印省略)  
文部科学省初等中等教育局長  
(公印省略)

医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について  
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法  
一部を改正する法律」(平成28年法律第65号。以下「改正法」という。)が本日公

## 医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について (5部局連名通知 平成28年6月3日)

### 【通知の趣旨】

各地方公共団体においては、所管内の医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携体制の構築に向けて、計画的に取り組んでいただけようお願いする。

### 【技術的な助言】

**保健関係** 母子保健担当者は、医療的ケア児が適切な支援が受けられるように関係課室等と情報共有

**医療関係** 小児病棟やNICU、PICU等から退院するに当たり療養・療育が必要な小児に対し支援を実施し、退院支援から生活の場における療養支援、急変時の対応、看取りまで継続して在宅医療が行われるように関係機関間の連携体制構築に配慮

**障害福祉関係** 各地方公共団体は障害福祉計画だけでなく障害児福祉計画を策定することが義務付けられ、これらを活用して医療的ケア児の支援の体制の確保を図る(障害児福祉計画は平成30年4月1日より施行)。特に、医療的ケア児を受け入れができる短期入所や児童発達支援を必要としている医療的ケア児のための障害児通所支援等の確保が重要。

**保育関係** 医療的ケア児についても保育のニーズを受け止め、保育所・幼稚園等での受け入れや看護師の配置等

**子ども・子育て支援法**に基づく基本指針において、全ての子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す

**教育関係** 医療的ケア児やその保護者の意向を尊重しつつ、関係機関とも連携しながらその教育のニーズに応える

① 乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備、専門家による巡回指導、関係者に対する研修

② 医療的ケアを実施する看護師等の配置又は活用、看護師等を中心に教員等が連携協力した体制整備

③ 学校において医療的ケアを行う看護師等を確保するとともに、看護師等に必要な研修の機会を充実

**関係機関等の連携に向けた施策**

① 地域において協議の場を設置し、定期的に開催

※(自立支援)協議会、医療的ケア運営協議会、慢性疾患児童等地域支援協議会、地方版子ども・子育て会議など既存の枠組みを活用、2次医療圏や障害福祉圏域、市区町村単位などの設置開催も想定。

② 重症心身障害児者等及び医療的ケア児の支援をコーディネートする者の育成

③ 地方公共団体内で保健、医療、障害福祉、保育、教育等の課室の互いの連携体制を確保

## 地域における医療的ケア児の支援体制の整備

- 平成28年5月25日成立・同年6月3日公布の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、地方公共団体に対し、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けができるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務を規定（児童福祉法第56条の6第2項）（本規定は公布日施行）
- 「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」（平成28年6月3日関係府省部局長連名通知）を地方公共団体等に発出し、連携体制の構築を推進。

地方公共団体	
保健	医療
障害福祉	保育
教育	その他

○関係課室等の連携体制の確保  
○日頃から相談・連携できる関係性の構築  
○自発的に取り組んでいる地方公共団体の事例を参考しつつ推進 等

